

**重要**

# 定期試験に際して学生諸君へ

- ① 定期試験を受験するには、必ず学生証が必要です。
- ② 建築学科の学生が受験するすべての試験で QRコードが必要です。
- ③ 履修登録した科目以外を受験しても単位の修得は出来ません。「履修登録科目確認通知書」で各自登録した科目を確認してください。
- ④ 定期試験時間は、通常授業時間と開始時間が異なる時限があるので注意してください。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器を時計や電卓の代用として使用することは出来ません。
- ⑥ 不正行為に対しては厳重に対処します。（デザイン工学部生のための履修の手引き参照）  
※処分内容は 2018 年度より一部改訂があります。
- ⑦ 原則として試験開始後 30 分間は退室出来ません。
- ⑧ 試験予定日以外も、交通機関・天候等の乱れにより試験を実施する場合があります。（別途掲示にて案内します。）
- ⑨ 遅刻は試験開始後 30 分まで認められます。交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により遅れた場合は、「遅延証明書」等の書類をもって速やかに市ヶ谷田町校舎 2 階窓口に申し出て、指示を受けてください。（証明書類が必要です。）  
※遅れた時間以上の遅延証明でなければ認められません。（例えば試験開始から 40 分遅れた場合は 40 分以上の遅延証明）  
※個人的理由による遅刻は認められません。
- ⑩ 病気や近親者の葬儀により受験が出来なかった場合、診断書または会葬礼状等をデザイン工学部窓口まで持参してください。試験日を含めて 5 日以内（日祝を含まず）を受付の限度とします。  
※対応は教員の判断によります。

以上